

令和7年度 学校法人 矢口学園

幼稚園型認定こども園 高ヶ坂幼稚園

重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第5条の規定に基づき、特定教育・保育の提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

掲載情報は令和7年1月1日現在のものです、お子様が卒園されるまで有効となります。変更があった場合は、お知らせいたします。

1. 施設運営主体

事業者の名称	学校法人 矢口学園
事業者の所在地	東京都町田市高ヶ坂5丁目6番19号
事業者の連絡先	042(728)0321
代表者氏名	理事長 矢口政之
設立年月日	昭和63年4月

2. 利用施設

種別	幼稚園型 認定こども園
名称	高ヶ坂幼稚園(こうがさかようちえん)
所在地	東京都町田市高ヶ坂5丁目6番19号
連絡先	電話 042-728-0321 ホームページ < https://kogasaka.ac.jp > メールアドレス < kogasaka@kogasaka.ac.jp >
管理者	園長 矢口政仁
幼稚園認可年月日	昭和38年4月27日
認定こども園 事業開始年月日	平成31年4月1日

認可定員	満3歳児 1号：34名 / 2号：0名 3歳児 1号：38名 / 2号：83名 4歳児 1号：39名 / 2号：83名 5歳児 1号：39名 / 2号：84名
利用定員 及び 学級数	満3歳児 1号：20名 / 2号：0名 - 1学級 3歳児 1号：13名 / 2号：74名 - 3学級 4歳児 1号：16名 / 2号：81名 - 3学級 5歳児 1号：11名 / 2号：73名 - 3学級
事業者番号	1320951000968

3. 本園における施設・整備などの概要

園地面積	4,446.58㎡			
園地内訳	園舎敷地	1,628.92㎡		
	運動場	1,375.00㎡		
	その他	1,442.66㎡		
園舎内訳	ひよこ1	54.15㎡	多目的室	29.73㎡
	ひよこ2	54.27㎡	ばら	53.31㎡
	ひよこ3	54.15㎡	ゆり	54.29㎡
	ちゅうりっぷ	54.85㎡	たんぼぼ	53.59㎡
	すみれ	53.86㎡	つばき	53.71㎡
	遊戯室	211.86㎡	うめ	53.59㎡
	職員室	76.36㎡	いちよう	53.71㎡
	保健室	7.15㎡	ほし	54.44㎡
	会議室	26.58㎡	つき	53.57㎡
	事務室	15.11㎡	音楽室	40.50㎡
	配膳室	30.20㎡	便所	88.21㎡

満3歳児クラス(ちゅうりっぷ) , 3歳児クラス(ひよこ1・ひよこ2・ひよこ3)

4歳児クラス(ばら・ゆり・たんぼぼ) , 5歳児クラス(つばき・うめ・いちよう)

4. 施設の目的・運営方針

(1) 施設の目的

学校法人矢口学園が設置する認定こども園高ヶ坂幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行うものとします。そして、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

(2) 運営の方針

園は教育・保育の一体的な提供を通して、子ども達が自ら活動を選び、遊ぶ中で下記のこと
が達成出来るよう、心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を提供する。

こうがさか幼稚園の頭文字を取り

- こ — 根気強く最後までやる子
- う — 運動の好きな元気な子
- が — 我慢強く思いやりのある子
- さ — 作業を進んで出来る子
- か — 考えて行動する子

5. 職員の配置状況(令和6年4月1日)

	業務の内容	常勤	非常勤
【施設長】園長	園務をつかさどり所属職員を監督	1名	
【副設長】副園長	園長を補佐し、園務を整理する。	1名	
保育従事者	1・2号児の園児の保育	44名	5名
事務員	園運営に関わる事務	1名	21名
栄養士	健康管理の為の食育の観念から献立立案や調理を行う	3名	
調理員	給食の調理を行う	1名	5名
園医	園医は、園児の身心の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う		2名
園歯科医	園歯科医は、園児の身心の健康管理を行うとともに、定期健康歯科診断、職員及び保護者への相談・指導を行う		2名
園薬剤師	園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う		1名

※ 本園は法令及び条例を遵守し、特定教育・保育に必要な職員を配置しております。

【 嘱託医 】

医師		歯科医師	
木下内科胃腸科	岩崎整形・形成外科	大滝歯科医院	小林歯科医院
木下剛	岩崎 茂浩	大滝正行	小林正隆
町田市高ヶ坂 3-7-11	町田市玉川学園 8-8-1	町田市原町田 5-4-20 パセオビル 1階	町田市高ヶ坂 3-34-3

6. 提供する特定教育・保育の内容

(1) 提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	7:30 から 18:30
休園日	2号児 日曜日・祝祭日・12月29日から1月3日 1号児 土曜日・日曜日・祝祭日・夏季休業・冬季休業・学年末休業・学年始休業・開園記念日・都民の日

(2) 提供する時間

1号認定児	教育時間	10:00 から 14:00
	一時預かり保育時間	7:30 から 9:59・14:01 から 18:30
2号認定児 (保育標準時間)	教育時間	10:00 から 14:00
	保育時間	7:30 から 18:30
	延長保育時間	なし
2号認定児 (保育短時間)	教育時間	10:00 から 14:00
	保育時間	8:00 から 16:00
	延長保育時間	7:30 から 7:59・16:01 から 18:30

(3) 提供する内容

児童福祉法（昭和22年法律第164号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）、町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の基準に関する条例（平成26年町田市条例第35号）、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）、町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年町田市条例第34号）その他関係法令等を遵守します。

- ① 当園は教育要領・保育指針を踏まえ、6-(2)に記載する時間に於いて、4に記載した方針に沿って特定教育・保育を提供します。
- ② 一時預かり事業（一般型）・子育て支援事業（町田市未就園児預かり推進事業）・障害児保育等（統合保育事業）を提供します。

7. 給食・補食の提供

提供方法	給食室で栄養士の指導のもと、自園調理の給食・補食を用意します。
提供を行う日	月曜日から土曜日
献立	栄養士が監修した献立は別途お知らせします。

食育の取り組み	子ども達の生活体験を通し、「食」に関する知識やバランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な生活を実践出来る力を育む。		
アレルギー対応	除去食及び代替食(ご家庭から持参の場合もあり)に対応しています。 食物アレルギー児で除去食などの対応が必要な場合は必ずお申し出下さい。(医師の「生活管理指導表」をもとに園長・主任・栄養士との面接をした上で、除去食などの対応を決定します) アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、出来る限り園児の状況に合わせていきますので、あらかじめご相談下さい。		
衛生管理	検食や日々の衛生管理・健康管理・細菌検査の徹底(月1回)を行っております。		
食事を提供する時間	学年	昼食	午後補食
	満3歳児	12:00頃	15:00頃
	3歳児	12:00頃	15:00頃
	4歳児	12:00頃	15:00頃
	5歳児	12:00頃	15:00頃

8. 利用料金

- (1) 保護者の居住する市町村長が定める保育料を、当園に支払うものとする。
- (2) 特定教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる費用については、保護者から費用の負担を受けるものとする。
- (3) 前2項に定めるもののほか、別表2に掲げる当園の特定教育・保育において提供に要する費用については、保護者から実費の負担を受けるものとする。
- (4) 入園準備に対して必要な費用を入園受入準備金として、入園時に保護者から53,000円を受け取るものとする。但し、当園の一般型定期預かり保育利用者・高ヶ坂なかよし保育園及び成瀬なかよし保育園及び町田なかよし保育園の卒園児等は免除する。

別表1 教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められる利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
施設整備費	施設整備の維持管理費、充実費	月額2,000円
教育環境充実費 (1号子ども)	職員の研修等教育の質の向上のための費用	月額4,500円
教育環境充実費 (2号子ども)	職員の研修等教育の質の向上のための費用	月額1,200円

別表2 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
バス通園費	バス購入費、整備費、ガソリン代、保険代	月額片道 2,000 円
制服代等	特定教育・保育活動に使用する制服・体操着	入園時別途精算 約 42,000 円
保育用品等	特定教育・保育活動に使用する保育用品	入園・進級時別途精算 約 10,000 円
行事費	園外保育等	実費負担
卒園アルバム代	卒園アルバムを作成する費用	年長児のみ実費負担
給食費 (1号子ども)	食材料費年間 180 日を 12 ヶ月で均等に分割	月額 4,500 円
給食費 (2号子ども)	食材料費年間 240 日を 12 ヶ月で均等に分割	月額 6,000 円

(5) 保育料等の納入について

支払い方法	ゆうちょ銀行 口座振替
支払期日	毎月 20 日引落

9. 利用の開始及び終了、留意事項

利用の開始	支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明等に同意された後に特定教育・保育の提供を開始します。
利用の終了	当園は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了します。 ① 利用児が小学校に就学した時。 ② 利用児の保護者が児童福祉法又は、子ども子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった日。 ③ 支給認定保護者から退園又は休園について申出があった時
留意事項	利用の継続について重大な支障又は困難が生じた時は保育の提供を終了します。

10. 健康診断・健康管理

本園では、子どもに対して、市設備基準条例第 17 条に規定する利用開始時の健康診断及び少なくとも年 2 回の定期健康診断(1号認定児は年 1 回のみ)及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)に規定する健康診断に準じて実施します。

本園は感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、国の「保健所における感染症対策ガイドライン」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。万が

一発病した場合には園医の先生に連絡し指示を仰ぎます。又、更に保健所等に連絡し指示を仰ぎます。その後に園に於いて対策班を設置します。

1.1. 緊急時における対応

本園は、保育の提供中に利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家庭に連絡するとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保育の提供による事故が発生した場合は、町田市及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

1.2. 非常災害時における対応

本園では非常災害等に関する具体的な計画をたて、防火管理者を定め、非常災害の関係機関への通報や連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

非常時に備え警察署に直通の通報装置（学校110番）を設置しています。

園内にAEDを設置しています。（職員はAED研修も受けております。）

ALSOKとも契約し、保安警備体制を整えております。

正門はインターホンにて対応し、各門も施錠しております。

警察署の指導のもと、園児達・職員とも防犯指導を行っております。

突然、非常災害が発生した場合は園では状況に応じ、園児の安全確保に全力を尽くします。

避難場所は、一時避難場所を屋外遊戯場と定めております。避難する場合には状況に応じた判断をいたします。園敷地より避難場所を変更した場合には掲示板等に避難場所を記載し職員を待機させます。

本園では園児の緊急用の生活備蓄も行っております。

1.3. 苦情相談受付

本園相談窓口	受付担当者	園長 矢口政仁
	解決責任者	顧問弁護士 中村裕二
	電話 042-728-0321（本園開園時間内） メールアドレス kougasaka@kougasaka.ac.jp	
第三者委員	社会福祉法人貴静会 理事長	（氏名）小山貴好
	（連絡先）町田市常磐町2970-1	
	民生委員	（氏名）鈴木志寿恵
	（連絡先）町田市高ヶ坂4-21-27	

受付目的	1 苦情等への適切な対応により、利用者の理解と満足度を高めることを目的とします。 2 利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が福祉・保育を適切に利用することができるよう支援することを目的とします。
受付方法	苦情は直接、電話、Eメール、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。

1.4. 虐待等の禁止

本園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止などのため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員による虐待防止マニュアルの作成、定期的な虐待防止チェックを行います。

1.5. 賠償責任保険

当園では以下の保険に加入しております。

- 1 「独立行政法人日本スポーツ振興センター」
- 2 東京海上日動火災保険株式会社

賠償責任に関する補償「補償の内容」						
○…補償されます。 ×…補償されません。						
補償	変更点等	補償の有無	支払限度額		免責金額 1事故	特約等
			1事故	保険期間中		
施設・事業活動遂行事故		○	50,000万円	無制限	0円	財物損壊を伴わない使用不能特約 人格権・宣伝侵害事故補償特約 被害者治療費用補償特約
国外事業活動事故		○	1,000万円	無制限	0円	
財物損壊を伴わない使用不能損害事故		○	1,000万円	1,000万円	なし	
人格権・宣伝侵害事故		○	1,000万円	1,000万円	なし	
被害者治療費用 *		○	1,000万円	1,000万円	なし	
生産物・完成作業事故		○	50,000万円	50,000万円	0円	生産物・仕事の目的物損壊特約 財物損壊を伴わない使用不能特約 人格権・宣伝侵害事故補償特約 被害者治療費用補償特約
不良完成品事故		×				
生産物・仕事の目的物損壊事故		○	1,000万円	1,000万円	0円	
国外流出生産物事故		○	1,000万円	1,000万円	0円	
財物損壊を伴わない使用不能損害事故		○	1,000万円	1,000万円	なし	
人格権・宣伝侵害事故		○	1,000万円	1,000万円	なし	
被害者治療費用 *		○	1,000万円	1,000万円	なし	
管理下財物事故		○			0円	管理下財物事故補償特約 管理下限定特約（自動車不担保） 管理下限定特約（リース不担保）
管理自動車事故		×	1,000万円	1,000万円		
リースレンタル財物損壊事故		×				
リースレンタル財物盗取・詐取事故		×				
国外管理下財物事故		○	1,000万円	1,000万円	0円	
支給財物事故		×				
現金・貴重品事故		○	1,000万円	1,000万円	0円	
自動車使用不能損害事故 *		×				
コインロッカー等収納品見舞費用 *		○	1,000万円	1,000万円	なし	
借用不動産損壊事故		×				
借用不動産修理費用		×				
事故対応費用 *		○	1,000万円	無制限	なし	事故対応費用補償特約
サイバー・情報漏えい事故		×				
サイバー・情報漏えい事故対応費用 *		×				
情報漏えい事故		×				
第三者請求事故		×				
情報漏えい対応費用 *		×				
リコール事故 *		×				